



教委体第2619号

令和4年1月14日

各県立学校長 殿

体育保健課長

新型コロナウイルス感染症に関する学校における行動基準について（通知）

令和4年1月14日に開催されました大分県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県における感染状況の評価がステージ2に移行されました。これに伴い、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22 Ver7）』による学校の行動基準は「レベル2」として適切に対応願います。

なお、これまでも生徒等の本人はもとより家族も含め体調が悪い場合には躊躇なく学校を休むよう通知していますが、引き続き徹底願います。

また、常時の換気や不織布マスクの適切な着用をはじめとする基本的な感染防止対策の一層の徹底をお願いします。

記

【衛生管理マニュアルにおけるレベル2への移行に伴う主な変更点】

- 発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底（マニュアルP22）
レベル3及びレベル2の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校させないようにしてください。このためには、保護者の理解と協力を得ることが不可欠となります。
- 登校時の健康状態の把握（マニュアルP22）
児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようお願いいたします。
- 各教科等について（マニュアルP51）
可能な限り感染症対策を行った上で、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施します。この場合にも、特に感染リスクの高い教育活動については、実施について慎重に検討します。
- 休み時間（マニュアルP57）
トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施します。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要です。

【担当】 県教育庁体育保健課 （秋吉・村上）
TEL 097-506-5636